令和2年4月30日(木) 国土交通省関東地方整備局 特 定 離 島 港 湾 事 務 所

記者発表資料

令和2年度 特定離島港湾事務所の事業概要について

令和2年度の特定離島港湾事務所の主な事業概要は以下のとおりです。

特定離島港湾事務所では、我が国のEEZ(排他的経済水域)における資源探査等の経済活動を支える拠点を整備するため、令和2年度においては、以下のプロジェクトを実施していきます。

◎ 南鳥島及び沖ノ鳥島における活動拠点整備事業

平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」等に基づき、南鳥島・沖ノ鳥島において海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する活動が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる活動拠点(特定離島港湾施設)の整備と管理運営を行います。

※ここに示す事業計画等は現時点における予定であり、今後変更される場合もあります。

特定離島港湾事務所ホームページURL https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/ritou/

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、横浜海事記者クラブ、神奈川建設記者会、 東京都庁記者クラブ

問い合わせ先

所 属 国土交通省 関東地方整備局 特定離島港湾事務所

氏 名 副所長 廣瀬 好明(ひろせ よしあき)

第一特定離島港湾課長 細田 理(ほそだ さとし)

TEL 03-5715-1037

FAX 03-5715-1054

【継続】

みなみとりしまおよびおきのとりしま かつどうきょてんせいびじぎょう 南島及び沖ノ鳥島における活動拠点整備事業

令和2年度事業費:33.7億円(南鳥島)、74.3億円(沖ノ鳥島)

東京都小笠原村

1. 事業の必要性及び概要

1) 南鳥島

南鳥島では、気象庁が気象観測を行うとともに、防衛省が気象観測の支援業務として飛行場の維持管理等を行っています。これら業務に使用する燃料や大型の重機・建設資材などは船舶により輸送していますが、輸送船が直接接岸できないため、台船等に積み替えてから陸揚げしており、安定的な物資輸送に大きな支障を来しています。

また、海洋資源の開発・利用、海洋調査に関する活動やこれらの活動支援が、安全かつ安定的に行われることが必要となっています。

本事業は、本土から遠く離れた南鳥島において、船舶による輸送や補給及び海洋調査等を円滑に実施するための活動拠点となる港湾の整備と管理運営を行います。

◎全体計画

事業箇所:南鳥島

事業内容:岸壁(水深8m)、泊地(水深8m)

② 沖ノ鳥島

沖ノ鳥島では、護岸の保全工事や調査・研究等が行われていますが、港湾施設が無いことから、沖合で本船から小型船や台船に必要な資機材を積み替えて運搬し、現地での作業を行っています。

また、海洋資源開発にあたっては、掘削船や運搬船等への補給や、採掘した鉱石の積み換え等のため、船舶の係留・停泊等が可能な拠点が必要とされています。

本事業は、資機材の陸揚げや作業員の上陸など、現地における作業が安全かつ効率的に行われるよう、本船が直接接岸可能な港湾の整備を行うものです。

◎全体計画

事業箇所:沖ノ鳥島

事業内容:岸壁(水深8m)、泊地(水深8m)、臨港道路

2. 令和2年度の事業予定

① 南鳥島

岸壁整備、泊地整備、管理運営

② 沖ノ鳥島

臨港道路整備

3. 期待される整備効果

物資輸送の効率化、調査船舶等の運航効率化、海洋資源開発の拠点形成

4. 位置図及び概要図



◎南鳥島 ○ :整備箇所



◎沖ノ鳥島 ○ :整備箇所

